長谷部社会保険労務士事務所
☎　018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

社会保険の標準報酬月額改定の特例について

厚生労働省は令和８年７月31日付で「療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の保険者算定の特例について」という通知を公表しました。この特例措置について簡単にご紹介します。なお、この特例措置は令和９年１月１日から開始になります。

１．特例措置の趣旨

療養等と仕事を両立するため就労調整を行う場合、こうした調整によって報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて２等級以上低下する場合であっても、通常の随時改定の取扱いによる場合、標準報酬月額が改定されるまでには、固定的賃金の変動があった月から３か月を要するため、それまでの間、従前の標準報酬月額が維持されることになる。そのため、今般、療養等と仕事の両立を支援する観点から、就労調整の結果として標準報酬月額が２等級以上低下した場合には、通常の随時改定の取扱いによることなく、より速やかに、現状に適合した形で、標準報酬月額を改定できるようにすることとした。

２．特例措置の内容

【就労調整を開始するとき】

療養等と仕事を両立するための就労調整を行うことにより報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて２等級以上低下し、かつその状態が３か月以上続くことが予め見込まれるものとして届出があった場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず特例措置により、報酬減となった初月に受けた報酬の総額を、新たな標準報酬月額として改定できる取扱いとする。

【就労調整が終了したとき】

就労調整が終了（縮縮したことにより報酬が増加し、増加後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額（特例措置による改定後のもの）に比べて２等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに、その内容を届け出た上で、報酬増となった初月に受けた報酬の総額を、新たな標準報酬月額として改定するものとする

【対象者について】

健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険70歳以上被用者のうち、次のいずれにも該当する者であること。

①療養等と仕事を両立するための就労調整が行われていること。

②当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて２等級以上低下し、かつその状態が３か月以上続くことが予め見込まれること。

③特例措置による改定を行うことについて、対象者が書面で同意していること。

【留意点】

特例措置による場合、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金及び出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、予め同意を得ておく必要がある。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。
☎　018-893-5385　　018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/